

銀行法施行規則改正案に対する意見・質問

< 第 17 条の 3 第 1 項第 16 号、第 34 条の 16 第 3 項第 16 号 >

従属業務の「職業紹介事業」は、収入依存度規制を満たす必要はあるものの、職業紹介を行う対象企業に制限はないと理解している。

今回の改正により、従属業務の「職業紹介事業」が削除されても、銀行の子会社・兄弟会社で扱える範囲は変わらない（銀行の取引先以外の企業や銀行グループ内企業に対する人材紹介も実施可能）と理解してよいか。

仮に、今回の改正により、対象企業が狭まる（親銀行の取引先に制限される）のであれば、従属業務の「職業紹介事業」を削除しないこととしていただきたい。

< 第 34 条の 14 の 3 第 1 項第 10 号、第 11 号 >

第 10 号および第 11 号の「相談に応ずる業務」について、相談に応ずる対象が、銀行持株会社グループの銀行の顧客に限定されている。銀行持株会社グループの銀行以外の会社（クレジットカード会社や証券会社等）でも、事業者や個人の顧客を抱えているため、グループ会社全体の顧客に対応できるよう、相談に応じることができる対象を拡げていただきたい。

第 11 号について、以下の点をご教示いただきたい。

- ・本号を新設する背景（立法事実）は何か。
- ・「個人の財産形成に関する相談に応ずる業務」として、銀行持株会社では具体的にどのような業務が可能になるか。例えば、銀行持株会社が個人の財産形成に関する相談に応じる場合、結果的に子銀行が取り扱う金融商品の勧誘につながる可能性もあるが、このような勧誘行為も本業務に

含まれると理解してよいか。

- ・本業務において、銀行持株会社は子銀行の顧客情報を取り扱うことができることになると理解してよいか。

以 上